施設の概要

名 称 社会福祉法人 福島福祉施設協会 福島保育所

所 在 地 〒960-8002 福島市森合町8番地12号

電 話 024-534-4040 FAX 024-529-7771

携帯 (保育所) 090-4639-0483

(送迎ステーション) 080-9272-6026

mailアドレス fukushima-h@docomo.ne.jp

入所定員 120名

延床面積 1,370.57 ㎡

職 員 所長 ・ 主任保育士 ・ 副主任保育士 ・ 保育士 ・ 保育補助

主任栄養士 • 調理員 • 用務員

嘱 託 医 小関小児科 小澤玲子医師 ・ セントラル歯科 松本寛志医師

保育事業 乳児保育・障がい児保育・延長保育・保育所体験

ー時預かり事業 ・地域交流 ・ 幼稚園送迎ステーション

クラス編成 ゆず組(〇歳) もも組(1歳) りんご組(2歳)

ぶどう組(3歳) やま組(4歳) そら組(5歳)

<u>沿 革</u>

- ◇ 昭和 22 年 3 月 22 日 事業開始 同胞援護会福島支部が県より委託運営
- ◇ 昭和23年3月1日福島県社会事業協会運営 同年5月児童福祉法による許可
- ◇ 昭和26年4月1日県有土地建物は福島市に委託され福島市社会福祉協議会経営
- ◇ 昭和39年8月25日全面改装着工 昭和40年1月竣工
- ◇ 昭和 51 年 12 月 22 日 建物一部建設 (保健室1・事務室拡張)
- ◇ 昭和 56 年 2月 1日 福島市社会福祉協議会経営から

社会福祉法人福島福祉施設協会経営へ移る

- ◇ 平成 15 年 4 月 建物一部建設 (テラス・遊戯室倉庫)
- ◇ 平成31年 3月 1日 新所舎落成
- ◇ 平成31年 3月 1日 開所式

保育の理念

子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と地域と共に、 豊かな人間性と生きる力を育みます。

保育方針

- ① 「新保育所保育指針」に則り、子どもの人権を尊重し、その最善の利益のために保育する。
- ② 笑顔あふれる温かい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかな成長を育む。
- ③ 豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う。
- ④ 保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める。
- ⑤ 健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う。
- ⑥ 子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う。

めざす子ども像

- ◇ 元気にあいさつができる子ども
- ◇ 自分で考え、たくさん遊ぶ子ども
- ◇ 優しい気持ちを持つ子ども
- ◇ 仲間と協力し、最後まで頑張る子ども

令和6年度 社会福祉法人 福島福祉施設協会 保育所会

福島保育所事業計画

1、運営方針

- (1) 子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保に努める。
- (2) 地域の保育ステーションとして、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援の役割を果たす。
- (3) 多様な保育ニーズに応え、保護者が安心して預けられるよう、質の高い保育を行う。≪産休明け(満56日)からの乳児保育、延長保育(午前7時から午後7時)、一時預かり、障がい児保育≫
- (4)研修に取り組み専門性の向上を目指す。

- (5) 養成校(保育士、栄養士、看護師)及び小・中・高校生等からの実習や体験・訪問を受け入れることにより保育所の機能と役割を知らせ、人材育成に繋げる。
- (6)保育所の情報を提供・公開することにより地域社会や子どもの学びの連続性に配慮し、幼・保・小・中との交流や連携に努める。
- (7)養護と教育の一体的な保育に努める。
- (8) 子育て支援の充実を図るため、SNS を活用し地域還元プロジェクト(みんなで子育て等) を展開していく。

2、保育方針

- (1) 保育理念に則り、全体的な計画のもと保育を進める。
- (2) 適切な環境の中で子どもが安定した生活を送り、人格形成の基礎を培うことができるよう に努める
- (3) 常に保護者との共通理解のもと、家庭保育と集団保育との相互関係を大事にしながら保育を進める。
- (4) 食事や食に関する保育活動を通して、望ましい食生活や栄養摂取について知らせ、健全な心と体を育てる。
- (5)子どもの心身の発達を阻害する事象を見逃さず、適切に対応する。
- (6) 小学校へのアプローチプログラムの一環として、就学児の交流会を実施し、運動を通した心の育みを目指す。
- (7) 福島市特色ある幼児教育・保育プロジェクトを通して 6 施設で交流を図り、食についての興味・関心を深める。

3、食事方針

- (1) 多種類の食品を使い、バランスよく組み合わせた献立を作る。
- (2) 食材については、地産地消を中心に新鮮かつ旬の物を購入する。
- (3) 既製品は極力使用せず、原材料を始めから調理する。
- (4) 味付けには化学調味料を使用せず、薄味にして味覚を発達させる。
- (5)年1回の嗜好調査を実施し、家庭と共に望ましい食習慣を身に付ける。
- (6) 出来立ての主食や副食を提供することにより、子どもの食への意欲を高め食育の促進を目指す。
- (7) アレルギー児の対応など、個々の健康状態に応じた食事を提供する。
- (8) 食べ物による窒息事故を防ぐために、子どもの食べる機能の発達に合った食材、調理法を 工夫し安全に提供する。

4、健康管理

- (1) 身体測定、内科健診、歯科検診、乳児健診、尿検査(3歳以上、年1回)を実施する。
- (2) 食事前、帰所後などのこまめな手指消毒、手洗いうがいを徹底する。
- (3) 玩具等の子どもの使用するものや人の手が触れる部分の消毒を徹底する。

(4) 定期的な換気による部屋の空気の入れ替えと室温・湿度を保てるように工夫し、健康管理に努める。

5、安全管理

- (1) 危機管理・衛生管理・感染症マニュアルを全職員に周知徹底させ、地域との連携の中でその 時に応じた安全管理に努める。
- (2)子どもたちに分かりやすい防災、防犯の指導を行う。
- (3) 安全管理にかかわる研修に取り組み、その内容を職員全員に周知し実践することにより子 どもたちの安全を守る。
- (4) 〇歳児のマット型センサーの活用と目視確認で乳幼児の睡眠中の安全管理に努める。
- (5) 保育所に関わる全ての個人情報について、管理規程に沿って関係者の同意を得ながら慎重に取り扱う。
- (6) 保護者連絡を電話やメールだけでなく、アプリ導入により災害時において連絡方法を確保 する。

6、保育の質の向上

- (1)施設外の研修及び研修会に参加し、保育行政や動向に対して理解を深める。
- (2) 園内研修やオンライン研修、キャリアップ研修等に取り組み専門性の向上に努める。
- (3)人権擁護のためのセルフチェックリスト等を活用し、適宜保育の振り返りを行う。
- (4) 保育ソフトを活用して記録を整理し、事務の円滑化を図る。

7、令和6年度 保育内容•施設整備•購入等計画

項目	内容	対象・場所
保護者連絡	緊急時に備え、アプリを使った連絡	全保護者対象
アプリの導入	方法を確保する	
保育士体験	保護者の方の保育士体験	全保護者対象(希望者のみ)
		7月中旬~9月中旬
足用さすまた	不審者の侵入に備える。女性の多い	玄関
購入	保育所でも簡単に対応できるもの	
令和 6 年度	食育活動を中心にエントリーする	日ごろから取り組んでいる食育活動の充
特色ある保育プ		実を図る
ロジェクト		

令和6年度 年間保育目標

「たくさん食べて 体を動かして 元気に遊びましょう」

食育

- 野菜を見たり、触れたり、育てたりして、色々な食材に興味を持つ。
- ・ 楽しい雰囲気の中で食事をし、丈夫な体をつくる。
- ・食事のマナーに触れて、守って食べようとする。

散歩

- •簡単な交通ルールを理解し、友だちと 手を繋いで歩くことを楽しむ。
- 友だちと保育士と一緒に交通ルール を守りながら歩き、体力を付ける。
- ・外気浴や戸外に出て歩くことで、四季 に触れ自然を感じる。

リトミック

- リズムや音の違いを理解しながら体を使って、楽器で演奏する楽しさを味わう。
- 話を聞き、理解して体を動かして表現することを楽しむ。
- ・様々な楽器や道具に触れて体を動かすことを楽しむ。

食育

- ●○ 歳児
- 野菜や果物を見たり触れたりすることを楽しむ。
- 1 歳児
- 食材に触れ自ら食べる楽しさを感じる。
- ●2歳児
- 簡単な手伝いや野菜の生長を見ることで自ら食べようとする。
- ●3歳児
- 栽培活動を通して野菜の生長に触れ食べる意欲を育てる。
- ●4歳児
- 栽培し収穫した喜びを感じ、調理や制作活動を楽しむ。
- ●5歳児
- ・栽培や調理保育等を通して食への興味を深め、友だちと喜びを共有する。

保育所生活について

〈 保育時間 〉

開所時間 月曜日~土曜日 7:00~19:00 延長保育あり ※別紙1

保育時間 保育標準時間 1日最大 11時間 7:00~18:00

保育短時間 1日最大 8時間 8:00~16:00%別紙2

延長保育時間 保育標準時間認定児童 18:00 ~ 19:00

保育短時間認定児童 8:00前 16:00後 **※別紙3・4**

閉所日(休日) 日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日~1月3日)

〈 登所・降所時 〉

• 保護者と一緒に登所し、お子さんを保育室までお連れください。

- •朝9時まで登所しましょう。遅れる、お休みする場合は9時までにご連絡ください。
- 登所時間や迎えの時間が変更になる場合や、迎えの方がいつもと違う場合は必ず連絡をしてください。連絡のない場合は確認の連絡をさせていただくので、ご了承ください。
- ・ファミリーサポート等をご利用の方は事前にお知らせください。

保育所の食事

食 事 目 標

- ◇ おなかがすくリズムをもてる子ども
- ◇ 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ◇ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ◇ 食事づくり、準備にかかわる子ども
- ◇ 食べ物を話題にする子ども

〈給食の内容〉

- 〇 全年齢が、完全給食です。
- 〇 乳児の食事
 - ・粉ミルクは保育所で準備いたします。 (森永はぐくみ・哺乳ビン・乳首(消毒済))
- 〇 離乳食の進め方
 - ・保育所では月齢や時期だけではなく、その子の発達や体調面、家庭での離乳食の進みなど を考慮しながら、ひとりひとりに合わせて離乳食を進めていきます。

家庭で食べたことがない食材は、保育所で提供できないのが基本となります。そのため、 食材しらべを離乳完了まで行います。

保育所では、食物アレルギーなどの身体の異変が起きないように、食べて身体に変化がなかった食べ物から順に給食に取り入れていきます。

まだ、食べたことがない食材が献立にある場合は、体調の良い時にご家庭で食べていただき、体に変化がないかを確認できましたら、保育所にお知らせください。

※離乳食を開始しましたら、食材調べをお渡ししますのでお知らせください。

【 5 • 6ヵ月頃 (離乳食 1回食) 】

- ○1回食は、ご家庭で食べて、新しい食品を食べて異常がなければ保育所にお知らせください。
 - 【 7 8か月頃 (離乳食 2回食) 】
- ○個々の食べる状況に応じて、食材の硬さや大きさを加減して与え、またいろいろな食材を食べ させていきながら離乳食の完了を進めていきます。

【 9~11か月頃 (離乳食 3回食) 】

○食材のかたさ・大きさ、使える調味料が増えます。歯ぐきでつぶせるかたさになります。

【12~15か月頃 (離乳食 完了) 】

〇味付けは薄味ですが、大人とほぼ同じものを食べられるようになります。

- ・ゆず・もも・りんご組の 1 ・ 2歳児の食事は、昼食と午前と午後におやつがでます。
- ぶどう・やま・そら組の3 ・4 ・5歳児の食事は、昼食と午後におやつがでます。
- ・延長保育(18時以降の保育)では、夕飯に響かない軽いおやつがあります。
- 毎日の給食は、玄関入り口左側のケースに展示しておきますのでご覧ください。
- 給食を提供できる時間 (喫食時間) は、出来上がってから10:20~12:20の2時間となります。登所が遅れる場合は、ご連絡ください。
- 給食担当職員とゆず組の保育士は毎月保菌検査を行い、安全な給食を提供しています。

〈 食物アレルギー対応 〉

- 年度初めにすべてのお子さんの「アレルギー疾患に関する調査」を行います。 ※別紙5
- 食物アレルギーのあるお子さんには、原因となる食品を除いた除去食や、代替食品を使用した 食事を提供しています。

該当するお子さんは、医師の診断を受け、アレルギー指示書(抗体検査結果)<u>※別紙 6</u>の提出をお願い致します。入所時と年1~2回検査をしていただき、かかりつけの専門医の指示のもと、保護者の方と打ち合わせをしながら、進めていきます。

自己判断の除去食の対応はお受けできません。

集団での食事の中で行うため、特別な配慮ができない場合がありますのでご了承ください。

- O アレルギーが改善され解除が決定された場合、医師の指示に従い家庭で試していただき、異常が見られない場合、保育所でも解除を進めます。
 - アレルギーが改善された場合も医師の指示に従い家庭で試していただき、異常が見られない場合は保育所でも解除となります。
- 保育所には食物アレルギーのお子さんもいらっしゃいますので、<u>クラス内での食べ物のお土産</u> 等や差し入れは頂かないようになっております。ご了承ください。

〈 延長保育 〉

○ 保育標準時間認定児童 18:00~19:00

○ 保育短時間認定児童 8:00 前 16:00 以降 18:00以降

ご利用の方は「延長保育申請書」 を提出してください。 <u>※別紙3・4</u> ※希望の方は、事務室に申し出てください。

〇 延長保育料は 標準時間 18:00以降、短時間は8:00以前 16:00以降、 1回200円となります。

玄関の時計のオルゴールが鳴ったら延長保育となります。

月末に集計し、翌月に請求となります。

急に必要となった場合は、電話でお知らせください。

〈 土曜保育 〉

〇 保育時間申込書にて、利用する日が決まっている(毎週,隔週等)以外で利用の方は、その週の 木曜日までお知らせください。利用の変更があった場合にも、お申し出ください。

〈 保育料 〉

- 0~2歳児は市の保育施設利用案内をご覧ください。
- 3~5 歳児は無償

〈 給食費 〉

○ 3~5歳児は、月額 主食代 1000円 副食代 6500円かかります。 なお、福島市より、副食代 1700円の補助があります。

〈 納入金 〉

- 0~2歳児の保育料は、<u>福島市より</u>口座引き落とし、または福島市から配布される振込用紙に て納入してください。当月分は当月末日に引き落としになります。入所月に振替手続きの用紙 が市より配布されます。
- 3~5歳児の主食代、副食代、延長保育料、教材費、または、O~2歳児の延長保育料、教材費は、毎月14日に請求、25日に保育所より口座引き落としになります。口座振替に同意していただき、手続きをお願いします。口座振替に同意いただけないご家庭は現金徴収となります。毎月25日までに保育所へご納入ください。 ※別紙7

口座引き落とし不能の場合は、保育所の現金でお支払いください。

- 尚、2週間以上連続して欠席する場合は、長期欠席届を提出していただき、欠席日数1日当たり主食費40円副食費260円の減額となります。
- その他、保護者会費、絵本注文等はつり銭の無いようにし、登所した時に職員へ手渡ししてください。その際、金額を確認させていただきます。
 夕方、土曜日はお預かりできません。

〈 写真販売 〉

○ 保育所生活の様子や行事の写真をインターネットで販売をしています。 販売のお知らせをしますので、配布した用紙のQRコードを読み込みお申し込みください。 期限が過ぎますと、申し込みができなくなります。

〈 個人情報の取り扱い 〉

- 〇 保護者の皆様からお預かりした個人情報は、当保育所が責任をもって管理します。 ご本人の承諾がない限り、収集した個人情報を第三者に提供することはありません。 集合写真等、撮影されて困る方は、事前にお知らせください。
- 年度初めには、個人情報承諾書、重要事項同意書の提出をお願いします。 **※別紙8・9** 保育所内のおたよりや行事などで、お子さんの名前を呼んだり掲載したりすることがあります。また、ホームページへ写真等も掲示しますのでご了承ください
- 各家庭で保育所内の様子や子どもたちを撮影した動画や画像は、許可なく譲与や掲載等は なさらないようにお願いします。(個人情報保護法)

〈 手続きの変更について 〉

以下に変更があった場合には、申し出てください。保育所の書類を訂正していただき、<u>保育所で</u> 預かり福島市に書類を提出します。

- 保育必要量の変更(就労・妊娠出産・育児休業・求職・災害)
 - → 『支給認定申請内容変更届出書 』
- 住所 電話番号 世帯員の変更(家族増減等)
 - → 「支給認定変更届出書」
- 退所・転所をする時 (早めにお知らせください。)
 - → 『退所届』

〈 服装 〉

- O 子どもの体に合った着脱しやすいもので、汚れを気にせず思いきり遊ぶことができる物にしてください。
- できるだけ薄着にさせ、温度調節のできる服装にしてください。
- スカートやスカート付きズボン及びフード付きパーカー等は遊具で遊ぶ際の事故防止のため着用を控えてください。またヘアピンも事故防止のため控えてください。
- の 靴は足に合った歩きやすい靴にしてください。戸外遊びにサンダルや長靴などは危険ですので 悪天候以外は、靴での登所をお願いします。
- トーホルダーなどカバンにつけないでください。振り回してけがの原因になります。

〈 その他の活動 〉

- キッズヨガの講師の方を招いて、やま・そら組の子どもたちが習っています。
- 1~5歳児月1回 リトミック協会の講師の方をお呼びしてリトミック教室を行います。
- O 聴覚支援学校の子どもたちと、ぶどう組、やま組、そら組が交流をしています。運動会や 発表会には、一緒に参加します。

家庭との連携について

〈 連絡について 〉

- O 勤務の都合上クラス担任に会えない時もあります。出勤している職員に必要なことを伝えてく ださい。
- ゆず・もも・りんご組は、連絡ノートを毎日往復させお子さんの様子を共有していきます。 保育所の様子をお知らせしますのでご家庭での健康状態、その他を記入してください。
- ぶどう・やま・そら組は、今日の出来事をメールでお知らせいたします。諸連絡もお伝えしますので必ず目を通していただき、お子さんとの会話を楽しみコミュニケーションをとりましょう。また、連絡ノートもあります。大切な件はノートに記入してください。
- 〇 家庭通信を発行します。

毎月 1日頃 てんぼう台 毎月の予定やお知らせについて

毎月 10日頃 各クラスだより

月末 給食の献立表 ・ 給食だより

随時 保護者会だより ・ 保健だより ・ 行事のお知らせ

〈 送迎時について 〉

- 事故防止のために、必ず保護者と一緒に手をつないで登降所してください。安全でスムーズな 送迎にご協力願います。
- O 提出物は、期日までにお願いします。書類や納入金・与薬依頼は、職員へ封筒や袋を直接手渡 ししてください。
- 保育所内での携帯電話の使用はご遠慮ください。

健康について

〈 登所の目安 〉

- 〇 早寝早起きを心がけて生活リズムを整え、元気に登所できるようにしましょう。
- 身だしなみを整え、清潔にして登所できるようにしてください。 洗顔・歯磨き等、できることは自分で行えるようにし、爪や下着・髪の清潔については、保護者が確認してください。長い髪は束ねて登所してください。小さいゴムは誤飲の恐れがありますのでご注意ください。
- 朝食をしっかり食べ、朝排便の習慣をつけましょう。
- 前夜または起床時に、身体の異常があった時は必ず保育士にお知らせください。

〈 健康な歯をめざして 〉

- 年齢に合わせてお茶を飲んだり、口をゆすいだり、歯みがきをしたりして虫歯予防に努めます。
- 4・5歳児は歯みがき後のフッ化物洗口を実施しています。実施にあたり同意書を提出していただきます。フッ化物洗口は虫歯予防になりますが、ご家庭での歯みがきや仕上げ磨きが大切となります。家庭でもしっかり磨きましょう。

〈 保健計画 〉

O 健診、検査を受けて結果をお知らせいたします。 異常があった場合は、受診し治療をしましょう。

内科健診 (全クラス) 5月と10月の年2回

乳児健診 (ゆず組) 毎月

歯科検診 (全クラス) 6月に1回

尿検査 (ぶどう・やま・そら組) 年1回

※歯科検診時に欠席されたお子さんや途中入所のお子さんは、嘱託医のセントラル歯科で 検診をお願いするようになりますので、よろしくお願いいたします。

〈 体調管理 〉

- の ぶどう・やま・そら組は、毎日体調を確認してから登所をお願いします。ゆず・もも・りんご組は、毎日検温し連絡ノートに記入してから登所をお願いします。
 - ご家族の方が体調不良な場合は、職員へお知らせください。感染症拡大を防ぐため送迎を 玄関対応でお願いする場合もあります。
- 体調に変化があった時

発熱は38℃以上ある場合、痛みやいつもより元気がない場合は、保護者の方へご連絡をさせていただます。医務室にいますので、お迎えの際は、玄関ではなく外側より医務室にお越しください。

- 〇 怪我をした時
 - 医師の診断や治療が必要な場合は、保護者の方へ発生状況と症状を電話でお知らせし、受診 先医療機関をご相談させていただきます。希望する医療機関がある場合はお伝えください。 受診後に治療経過をお知らせいたします。場合によっては同行していただくこともありま す。
 - ・保険証の記号番号等、正確にご記入ください。また、連絡先が変更になった場合には、速やかにお知らせください。
- 〇 保険の加入をします
 - *「賠償責任保険」・・・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に加入しています。 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」
 - ・・・ 同意書を提出していただき、保護者会にて負担しています。 ※別紙 10

〈 乳幼児突然死症候群予防 〉

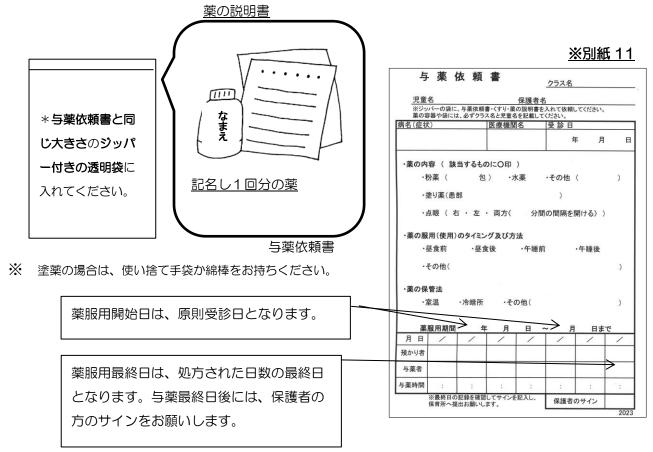
O SIDS の予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。

「仰向けで寝かせましょう」「タバコはやめましょう」「出来るだけ母乳で育てましょう」 保育所では、発症を予防するために、各年齢決まった時間ごとに子ども状態を目視で確認し 睡眠状態をチェック表に記入しています。

- 〇歳児(ゆず組)…5分おきに目視での確認とマット型センサーで体動と心拍数測定。
- 1歳児(もも組) …5分おき、2歳児(りんご組)…10分おき
- 3歳以上児(ぶどう・やま・そら組)…30分おきに目視で確認。
- O SIDS の発症が多い時期として、新しい環境の変化があった時ともいわれています。保育所に新しく入所したお子さんは、様子を見なから保育時間を延ばして慣らし保育をしています。

お薬について

* 保育所で第三者が薬を飲ませることは医療行為として位置づけられており、それを行うことが制限されております。やむを得ない場合は、受診し処方されたお薬1回分のみお預かりします。 下記のようにご準備お願いします。



- ① 右上の「 与薬依頼書 」に記入し、1回分の薬と一緒に職員に手渡してください。 手渡しでお預かりできなかった時は、ご連絡をして確認させていただきます。※別紙 11
- ② 医療機関からの薬であること。(市販のものは対応できません。また、解熱鎮痛剤や予 防的なお薬はお預かりいたしませんのでご了承ください。)

- ③ 長期継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。
- ④ 医療機関に、保育所に通っていることを伝えて集団での保育が可能か確認をしてから登所 するようにして下さい。
- ⑤ 名前の書いたジッパー付きの袋に、記名した薬・薬の説明書・与薬依頼書を入れて持って きてください。

〈 感染症拡大を防ぐために 〉

- <u>感染症が発症した時は感染症の蔓延を防ぐため、完治しましたら登所日には</u>「医師の意見書」を提出していただくようになります。 **※別紙 12**
- 乳幼児期は、流行しやすい感染症の種類も多く、いろいろな感染源に無防備なために、一人の発病者があれば、たちまち所内に広まってしまう危険性があります。そのため、早期発見し集団生活から引き離し治療する必要があります。 病気が回復過程にあっても、病原体を排出するため他へうつす可能性がある期間は病気の種類によって大体決まっています(登所停止期間)が、その時の症状によって必ずしも一律ではないので、集団生活に入るためには医師の診断が必要になります。
- 感染症の病名により 「医師の記入」 「医師または保護者の記入」 があります。 「医師または保護者の記入」で良い場合は(保護者記入欄)に記入、捺印し提出してください。
- ★ 「与薬依頼書」「医師の意見書」はコピーしてお使いください。

〈 メディアとの付き合い方 〉

O スマホやテレビに子守はさせてはいませんか?

小さなお子さんにとっては、現実体験=顔を合わせて話すことを通して自分の思いを伝えるためのことばや、他の人の気持ちを感じる力を育てます。特に、食事の時は消す。時間を決めて親子で一緒に見たり使ったりし、会話を大切にしてください。

緊急連絡の方法

〈 緊急時一斉メール登録のお願い 〉

○ タブレットでの緊急メール配信をします。自然災害やインフルエンザ流行等による状況周知 ・把握の連絡手段として使用しますので、下記アドレスに登録してくださいますようお願いします。

fukushima-h@docomo.ne.jp

右の QR コードも利用できます。

送信の際は「クラス・名前」を入力してください。保育所から登録完了のメールを返信します。変更時はメールにて再登録をお願いします。

〈 緊急避難場所について 〉

○ 緊急時は避難が必要な場合は、メールでの連絡をします。速やかなお迎えをお願いします。

地震・火災・風水害・不審者

第一次避難場所 保育所南側駐車場

第二次避難場所 保健福祉センター

第三次避難場所 第四小学校

※避難することが危険な場合、保育所にとどまる時もあります。

苦情解決体制

〈 ご意見・ご要望について 〉

○ 保育所のことで気づいたことは、保育のことについてのお悩みやお気づきのこと、不愉快なこと、 改善してほしいことがございましたら、ご遠慮なくお伝えいただきたいと思います。私どもは、可能 な限り保育所の皆様のご要望にお応えしたく最大の努力をはらっていくつもりです。

尚、当保育所ではこのような意見をいただくとき従来通り職員誰でも意見を賜りますが、担当と 責任者をそれぞれ設けておりますので、お知らせいたします。

- 玄関の展示食がある裏に「ご意見箱」を設置しております。
- 担当者と責任者の段階でも、ご納得のいかない方は、当保育所と第三者の関係にある「相談窓口」 を設置しておりますので、ご相談ください。

苦情解決者

 責任者
 所長
 木村道子

 受付担当者
 主任保育士
 安西美樹

第三者委員

(苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。)

矢吹 稔 024-546-2255 大河内 恵 024-567-3526 齋藤 幸子 024-545-3859

〇児童虐待防止に努めます

たとえ親からの愛情で行われた「しつけ」でも、結果的にお子さんの心身に著しい有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であるといえます。例えば、食事が与えられていない、体や衣服が汚れたまま、病気、けがでも受診させていない、決められた予防注射を受けさせていない、子どもの目の前での DV 行為などがあげられます。

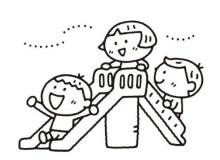
私たち職員は「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童並びに保護者に対し、児童虐待防止のための啓発や早期発見に努めます。

「児童虐待の防止等に関する法律 第5条 」

学校、保育所や児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務所湯関係ある団体や職員は、 児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければな らない。

「同第6条」

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかに児童福祉事務室に 通告しなければならない。





保育所の一日

時間	3歳児未満児(ゆず・もも・りんご)	3歳児以上児(ぶどう・やま・そら)
7:00	開所・順次登所(9時まで)	開所・順次登所(9 時まで)
	自由遊び	自由遊び
	遊びの片づけ	遊びの片づけ
9:00	(排泄確認・手洗い)	(排泄確認・手洗い)
	おやつ	
	保育計画による活動	保育計画による活動
10:45		
	食事の準備(排泄・手洗い)	
11:00		食事の準備(排泄・手洗い)
	昼食	
11:20		昼食
		歯磨き・午睡の準備
	(午睡時間12:00~14:30)	(午睡時間13:00~14:30)
	おやつの準備(排泄・手洗い)	おやつの準備(排泄・手洗い)
15:00	おやつ	おやつ
	自由遊び	
16:00		自由遊び
	順次降所	順次降所
18:00	延長保育合同保育	延長保育合同保育
19:00	 	最終児童降所



持 ち 物

組	そら	やま	ぶどう	りんご	もも	ゆず
通園用リュック	0	0	0	0		
連絡ノート	0	0	0	0	0	0
上履き・上履き入れ	0	0	0			
コップ・コップ袋	0	0	0	0	○6月~	
歯ブラシ(キャップ)	0	0				
着替え(下着も含	0	0	0	0	0	0
む) 2~3組						
汚れ物入れビニール袋	0	0	0	0	0	0
食事用エプロン				〇1枚	○2~3枚	〇2~3枚
スタイ 2~3枚					0	0
口拭き用ウエットティッシュ			0	0	0	0
ガーゼ(授乳用)						〇3~5枚
紙オムツ			〇(必要に	0	0	0
			応じて)	5~7枚程度	5~7枚程度	10枚程度
おしり拭きナップ			○必要に応じて	0	0	0
キッチンポリ袋			○必要に応じて	0	0	0
午睡用布団セット①			0	0	0	0
午睡用布団セット②	0	0				
パジャマ・パジャマ袋	0	0	0			

- ・午睡用布団セット① 大判のバスタオル2枚・毛布(冬季のみ)・ 敷き布団を準備お願いします。 ゆず組は保育所用敷布団を使用します。布団カバーをお貸しします。
- ・午睡用布団セット② そら・やま組は簡易ベットを使用します。大判バスタオル 1 枚・敷マット・毛布(冬季)の準備お願いします。
- ★ 持ち物にはすべて記名をお願いいたします。(見えるところに・大きく・はっきりと)

〈 おねがい 〉

- 衣類等不足した場合は保育所の物をお貸しします。洗濯をしてお返しください。
- 紙オムツや汚れ物を入れた袋は、借りた枚数をお返しください。
- ・ 必要物以外のもの (玩具・お菓子等) は持たせないでください。
- 布団 上靴 パジャマ 紅白帽子は、週末に持ち帰り、清潔にして週の初めにお持ちください。
- リュックは体に合ったものをお使いください。

〈 名前の書き方 〉

布団バック



紅白帽子(教材注文)



薬袋







敷布団カバー(表と裏にも)・ 大判のバスタオル2枚・ 毛布(寒気時のみ)











靴下・エプロン には大きく

オムツは前部分 シールがない側



靴

衣服はタグでもよい





ナップ本体

ナップのロ



リュック



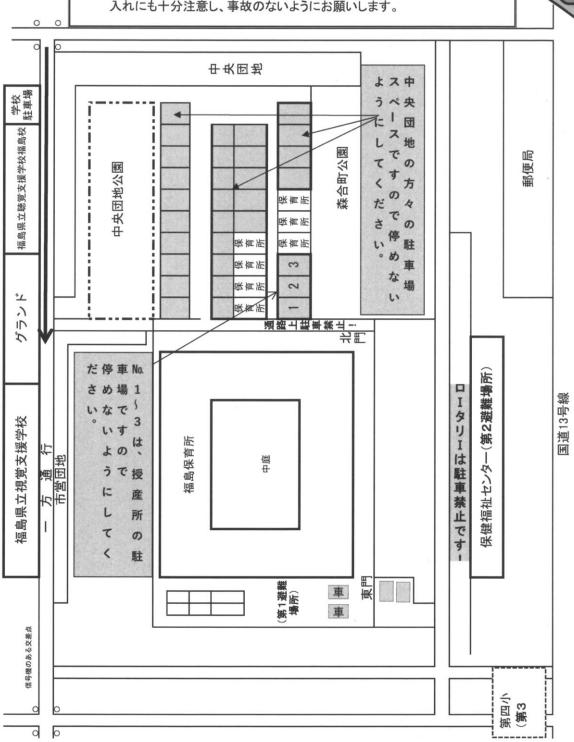
駐車場 • 避難場所

福島県立高等学校

駐車場での注意

- ◎ お迎えの混み合う時間帯は速やかにお帰りくださいますよう、ご協力をお願いいたします。
- ◎ 駐車場内でのトラブル・事故に関しては保育所では責任を負いかねます。 送迎の際は 必ずお子さんと手をつないでください。乗り降りや車の出し 入れにも十分注意し、事故のないようにお願いします。





令和6年度 保健計画

				社会福祉法人 福島福祉施設協会 保育所
年間目標	○心身共に健やかな身体をつくる ○身体のしくみを知り、命の大切さを知る ○戸外で積極的に身体を動かし、丈夫な身体をつく、 ○百分や友だちの存在を自覚し、その大切さを知り。 ○自分や友だちの存在を自覚し、その大切さを知り。	る 守る事の大切さを育てる		
	Ⅰ期 (4~5月)	(正期 (9~12月)	Ⅳ期(1~3月)
保健目標	・生活リズムを整え新しい環境に慣れる ・衛生的な生活習慣を身に付け、生理的欲求を十 分に満たせるようにする	・感染症に注意する ・けがの防止に努め、戸外で全身運動をし、適度 な休息をとる ・歯を大切にする ・熱中症に留意し水分補給の大切さを伝える ・ブール遊びで体力を培う	・様々な運動遊びを通して、体力増進をはかる・遠着の習慣をつけ丈夫な体を作っていく・風邪の予防に努める	・寒さに負けず戸外でも元気に体を動かして過ごす オンフルエンザや風邪の予防に努め、丈夫な体 を作っていく ・一年の成長発達を確認していく
P	○通年的な取り組み ★年度当初は全職員で情報を ・児童の健康状況、発育発達の把握 ・予防・ ・医療的配慮を必要とする児童の把握 ・ 呼眠	報を共有する 予防接種状況の把握と勧奨・・アレルギー児童の把握 睡眠時の観察(午睡時の事故予防)	(食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、	編息など)
保健活	○身体測定 (月1回) ○内科健診 ○原格質 ○原格質 ○4・5部日ンシナ物等□	○身体測定 (月1回) ○歯科健診、歯磨き指導 ○4・5歳児フッ化物洗口	○身体測定 (月1回) ○内科健診 ○4・5歳児フッ化物洗口	○身体測定 (月1回) ○感染症の予防 ○4・5歳児フッ化物洗口
	のできるながら、このから の職員保護検査 のほけんだより発行 の感染症掲示	□職員保菌検査 □ほけんだより発行 □感染症掲示 □プール遊び事故防止の徹底	□職員保菌検査 □ほけんだより発行 □感染症掲示	ロ職員保菌検査 ロほけんだより発行 ロ感染症掲示 ロ新入児オリエンテーション
職員学習	・緊急時対応ショュレーションの実施(心肺禁生、エピペン手技・避難訓練等	食物アレルギー・アナフィラキシーショック対応、	熱性けいれん、誤飲事故、睡眠時の事故、プール活	一ル活動中の事故等) ・嘔吐処理方法 ・手洗い ・
保健指導	・生活リズム ・保育所での安全(生活や遊びのルール)	・歯の大切さ ・歯の衛生(歯みがき) ・夏の過ごし方 ・衣服の調節	・ケガの対応 ・目の話 ・衣服の調節	・咳エチケット ・就学前に向けて(生活リズム等)
	ルコール消毒・の呼びかけ)	マスクの着用 ・ソーシャルディスタンスの確保 ・保育室、遊具の消毒 ・4・玄関、廊下対応 (保護者同士の接触を避け、スムーズな送迎協力の呼びかけ)	呆育室の換気 ・	検温及び体調管理
保護者連携 (おたよりる 含む)	・生活リズム ・健康管理 ・感染症 ・意見書、薬連絡票の取り扱い を ・予防接種勧奨 ・各種健診、測定後の受診勧奨	・夏の感染症 ・紫外線、熱中症の予防等 ・プール、水遊びの衛生管理配慮事項	・衣服の調節、冬の感染症・目の大切さ	・冬の感染症(インフルエンザ、感染性胃腸炎等)
0 歳 別	児・個々の健康状態、発達を把握し、環境の変化による体調の変化に注意する・衛生的で安全な生活環境を作る・SIDS発生予防のため、睡眠状況を観察する(預かり初期はより強化する)	・快適に過ごせるよう、水分や休息を適宜取り体調を整える ・・清潔に過ごし、皮膚トラブルに注意する ・・気温変化に応じ衣服調節、空調調節を行う	・個々の体力に応じ戸外遊びを行う ・気温の変化に応じ衣服調節を行う ・乾燥による皮膚トラブルを予防する	・惑染症や風邪からの合併症の予防に努める ・健康、快適に過ごせるよう、環境調整を行う ・外気に触れ、丈夫なからだが作れるよう体調を整え る
) 1~2歳 し	児・健康面、衛生面に配慮しながら安心して過ごす ・環境を整え、ケガや事故(転倒や噛みつき等) を予防する	1~2歳児・安全に水遊びが楽しめるよう個々の健康状態を確認 する		
別 3~5歳児	・自分のからだや健康に関心を持ち、健康安全な 生活に必要な習慣や態度が身につくよう働きかけ る	3~5歳児・安全にブール遊びが楽しめるよう個々の健康状態を確認する	3~5歳児・気温や運動量、体調に応じた衣服調節・気温や運動量、体調に応じた衣服調節や薄着の習慣が身につくよう働きかける・ケガや危険時の対処方法が身につく	3~5歳児・国邪を予防する行動が自分から行えるよう働きかける
	・健康的にからだ作りができるよう、積極的に戸 外でからだを動かす			

0.000	-	\uparrow \uparrow \uparrow	\$ \$\dot{\phi}\$ \$\	htst.v iic 共有	↑ ↑ <u>@</u>	智様 総雑の 認する	$\uparrow \uparrow \uparrow \uparrow$	<u></u>
3		r@ th	○原育所(園) や公共 の強でレールを 中ろうとする	ことや、手に触え 「すると共に年齢 及び確認事項の 切な対応を行う	ある場所の確認	○地震・火災削線 ・諸災害時の遊離の 仕方を再確認する	8° +∞	
2	で見守る	○雪の日の安全な遊じ方や身支度の仕方を担らせ 雪での遊じ方、場所 ・防寒臭の着用等	の議人で体を動かし、 個膜に過ごす ・十分に体を動かし、 ・一分に体を動かす ・一端の回順を動けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○窒息の可能性のある大きさ・形状の玩業や物は、乳児室には置かないことや、手に触れない。 場所に選べくと等を被害する 心質・砂腐は、人人などの労働・変食状況や当日の健康状態等を把握すると共に年齢に よらず年の様子を観察する。 ○食事がアレルギー児の把握や除土金の対応について、職員間での連携及び確認事項の共有 を表行う。	● ○精霊時の安全確認(凍結、落層のあるおそれのある場所の確認等) ○水道管の凍結防止対策	○不審者訓練 ・警察と選続い、防犯 警察を選続い、防犯 警察を行う (無整ホットライン等 使用・通報訓練も 自む)	(保護者へ生活リズムの顕整・体調の配慮を体類する。 ○メディアとの付き含い方を伝える ○的家具を用意してもらう	14.分析
-	巴握し、危険のないよう傍・	○雪の日の安全な遊び、 ・雪での必じが、場所 ・防寒長の着用等	○國の日の身支度の 七十令安全は部じ方 を知る ・防寒裏の着用 ・暗で製の着用 ・暗での能じ方、場所	る大きさ・形状の玩具や物能する いとりの発達・映食状況や 観察する の把握や除去食の対応に の必要な子に対し、一人パ	〇精雪時の安全確認(J 〇水道管の凍結防止対	〇火災訓練 ・防寒着を着ての避難 の仕方を確認する	○保護者へ生活リズムの のメディアとの付き合い7 ○防寒具を用意してもら	○ヒヤリハントの年間集計・分析
12	ン一人ひとりの発達状態を把握し、危険のないよう傍で見守. に気をつける) [残める (後難や活動	○風邪平防に関心を 持つ ・生活リズムの大切さ	○窒息の可能性のある大きさ・・ 場所に置くこと等を確する ○食事の際は、一人心とりの数 よらず食事の様子を観察する を有すり、全事の指揮を を行う。		〇火災副線 (引き渡し副線) ・迎えの保護者に参加 しても5い引き渡し 副線を行う	をの状況を	
11	に応じた探集活動が十分にできるようにする ○ 子どもがぶつかったりしないよう保育者の周囲に	きるようにする 正 (ヒーターの温度管理 ごせるようにする や発達に応じた計画を立	○戸外で体を動かし、 極廉に過ごす ・気温や活動に応じた 一般報等 (こついて知り、安全に 関する約束を知る	る 行う 特に 明確にする	遊びの際の健康管理理	〇地震訓練 ·避難の仕方を知ら せる	()を活用し、地域の感染症	
10	f達に応じた探索活動が十 は、子どもがぶつかったり			○年齢や一人ひとりの発達に応じた進異の使い方、遊び方に配慮する ○子と自身が安全や施度を設定さるような施力が付きする ・の無影時は、安全な環境を整え、年齢に応じた関係で継続チェックを行う ・(の離児・5分毎 12歳児・10分毎 3・4・3歳児・15分毎) ※(の鹿児・スケル型センサーと目積の二重チェック 債らし保育中は特に 気をづける ○フールや水遊びをする時は、監視体制をしっかり整え、投削分柱を明確にする	○戸外における遊び場や動縁の安全確認及び戸外遊びの際の健康管理 ○運動会の取り組みにおける安全確認及び健康管理 ○運動無限の点検 ○環房投傷の点検、準備、安全対策	〇人災訓練 ・消防署との総合訓練 を行い、火災時の 凝雑の仕方を確認す (通報訓練も含む)	〇学校久保者・感染症情報ンステム(サーベイランス)を活用し、地域の感染症の状況を 把握する ○予防接情キェッジントの諸認(健康診断前) ○消防者との総合訓練	
6	リ※値らし保育中は特に気をつける ○安全な環境を整える。発達 具の大きさや素材等に注意する ○抱っこやおんぶをしている時は、	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は も は ・ は に を は も は ・ は に を は は は は は は は は は は は は は	○様々な滋泉や用泉 加な 加な (1989)(後か、個外 活動的(大学を)、個外 活動のして発生る (2番ル・山の大村) (2番ル・山の大村) (1898年で1887年848) (2番ル・山の大村) (1898年で1887年848) (1898年で1887年848) (1898年848) (1898年848) (1898年848) (1898年8488年848) (1898年8488年8488年8488年8488年8488年8488年8488年	とりの発達に応じた遊長の安全や危険を認識できる。 安全や危険を認識できる。 全な環境を整え、年齢に成 章 12歳以一10分毎 3・4・ ト型センサーと目視の二章 [ひをする時は、監視体制視	○戸外における遊び場や ○運動会の取り組みにお ○運動用具の高検 ○運動用具の高検 ○暖房整備の点検、準備	○地震・火災訓練 ·遊舞の仕方を知ら ·非常食体験	○学校文席者・感染症情報システム(サーベイ 把握する ○予防接種ネッジントの諸認(健康診断前) ○消防者との総合訓練	
8	R育中は特に気をつける >素材等に注意する ○抱			○年齢や一人ひとりの発達 ○子生も目身が安全や危険 ○子生に目身が安全や危機 ○機能時は、安全な環境を (0歳児-5分毎 1.2歳児 ※0歳児は、マハ・型センサ 気をつける ○ブールや水道びをする時		薬施例) 〇合風・竜巻・洪水 同様 国外 は大きなの避難の 仕方を知らせる	:周知する する	生管理について
7	チェッ	玩具や遊鳥を用意する 転倒 場みつき いっかき等 を予防する 静と動の活動・パランスに配慮する 意すべきポイント・パイパーラン・海を参考に ごー人 しとりの健康状態を確認する 最善を配し、職員間で役割を分担し目を 報資を配置し、職員間で役割を分担し目を	○最い日の適ごし 力を知る 水分補総 ・水分補総 ・水色は ・水色は ・水色は ・水色は ・水色は ・水色は ・水色は ・水色は ・水色は ・水色は ・水色は ・ボールで ・ブールでの約束 ・ブールでの約束 ・ブールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約束 ・マールでの約ませ	職員間の役割分担を E図る A項について連絡をする	玩具・避難車等含む) 点検 主管理と事故防止点検	次(下記)	衛生管理及び配慮事項を開加する 表へ記入してもらう 整や体調への配慮を依頼する	○ブール・水造がの安全衛生管理について ○夏の部弁値について ○駅中庭の予防・対応について いいて コニア・ストラー・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9	る(目視・マット型センサーで らないように見守る(スタイに	○一人ひとりの希臘に応じた玩具や遊園を用意 ○一人ひとりの希臘に応じた玩具や遊園を用意 ○ 水分や体度を十分にとい、静・憩の活動/今 ○ の無 日本 水道の際に注意すべきポインド(○雨の日の安全な生活 の世大き知ら・雨泉の 数い方・結束の比方 の全途的ではある。 な場について知る の協立の大変を中心的 のた。 のた。 のた。 のた。 で、 のになった。 のになった。 のになった。 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	関係で確認する。 を入れて確認する) そとれて確認する) 子どもの行動の円鑑に努め、 声掛け等、職員問の連絡? ド育体制が異なる日の配慮	○室内かの安全点検(進具・用具・玩具・避難事等含む) ○災害時非常特ち出し品の確認、点検 ○ブール・水遊びの安全衛生管理と事故防止点検 ○治房設備の点後、準備	た搭離訓練年間計画に基づ ○社震訓練 ・地震時の組織の仕方 を知らせる	○保護者ヘブール・水遊びの衛生管理及び配慮事項を開 ○毎朝、水浴・ブール・木並びの衛生管理及び配慮事項を開 ○保護者へ生活リズムの調整や体調への配慮を依頼する	いていて 見対応につ 乗りいて 見が応について (順度) からいて (順度)
5	OSIDS発生予防のため、5分毎に睡暖状況を観察する(目視・マット型センサーでの二重) 〇午睡時は溢乳や嘔吐物・布団等で口や鼻がSさがらないように見守る(スタイは外す)	た がら 大切さを	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇毎日の出席、文席、連刺・早返児を必ず指摘し、職員間で確認する。 (保護者から次席の連絡のない・変」には、必ず連絡を入れて確認する) の室内であり、職員間の役割 明度にする。 日本でする。 日本のカラスが同時に遊ぶ場合は、保育者の配置、単掛け等、職員間の運輸を図る ○建数のカラスが同時に遊ぶ場合は、保育者の配置、単掛け等、職員間の運輸を図る ○延長保育、土曜保育、合同保育、行幸など普段及保育体制が異なる日の配慮事項について運	数の	(立案) Th		\$
4	OSIDS発生予防のため、 O午睡時は溢乳や嘔吐物	○SIDS機生予防のため年齢に応じた 間隔で機能失決を発送する (情し、保育中は特の変を付ける) ○一人ひとりの発達状態を把握しながら 安全な理解を整える ○一人ひとりの確康状態に配慮する 一人ひとりの健康状態に配慮する ○年齢に応じた手洗い・うがい等の大切さを 知らせる	○ (保育所 (園) で安全 「こ遠ごすための生活 や遊じのルールを知 ・登録所 (園) のセカ ・選集や用集の使い方 ・図までは、 ・図までは、 ・図までは、 ・一のでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○毎日の出席・欠席・提着 (保護者から欠席の連前 (保護者から欠席の連前 (国立する。 (の情数のグラスが同時に) ()延長保育、土曜保育。	○安全品標率マニュアルの作成及び全職員 ての部屋、共有 ○災害用機割の点後 ○災害用機割の点後 ○災害時間の自図の機関 ○災害時の無負間の連携について確認 ○安当による結害が策(年出、此、パチ等の 害虫駆除、虫よけ虫さされ対策)	※施設や地域の状況に応じ ・非常人にの書 ・・東を知るといる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(金貨幣(順)により行の施知 (金貨幣・金貨幣・金貨車を持つについて店式、 施設で金貨車が行為に対して、 を対して、 ともの間報を設して、 を対する。 では、 を対する。 をがまる。 をがな。 をがまる。 をがまる。 をがながをがな。 をがながな。 をがながながながながながながながながながながながなが。 をがながながながながながながながながながながながながながながながながながながな	○安全計画について ○ヒゼリハット共有・ ○応機管理でニュアル連絡 の防火管理者の選任及(議習こついて ○アレルギー県の対応について ○防火でニアルの施設 ○勝少マニコアルの施設 ○勝少マニカアルの施設 ○番虫統害の予防・対策について 「の議務的にこついて 「の議務的にこついて 「等議務のごのは、
A	乳児	3歳未満児・歳以上	~ 讔以上児	全体的な配慮事項	安全管理 (施設·整備· 園內環境)	遊業高漿	連携 地域との 保護者・	臣参翀
安全への配慮		安全への配慮	安全指導	金品	安 名 認 图	松华	二に関する組織活動	R

研修体系

社会福祉法人福島福祉施設協会保育所職員研修体系 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程初任者研修 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程中堅職員研修 生涯研修 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程チームリーダー研修 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程管理者研修 - 保育所新任保育士研修 現任研修 保育所給食関連職員研修 保育所指導管理者研修 県社協 - 職場研修担当職員研修 職場研修担当職員フォローアップ研修 - 社会福祉施設等職員初任者基礎研修 - キャリアパス制度理解研修 ーキャリアパス制度運用研修 新人向けOJT (プリセプター) 先進事例研修 - 新人向けOJT (プリセプター) 促進研修 課題別専門分野研修 新人職員ネットワーク構築研修 - 研修護師支援研修 - メンタルヘルス研修 - 広報講習会 園外研修 - 福祉サービス第三者評価研修 - 苦情解決責任者・第三者委員研修研修 施設長部会研修 施設長研修 主任保育士研修 保育士部会研修 県保協県北支部 一般保育士研修 給食担当者部会研修 給食部会研修 全部会研修 合同研修 障がい児研修 - 保健衛生• 安全対策研修 - 乳児保育研修 福島県 キャリアアップ研修 マネジメント研修 - 幼児教育研修 - 保護者支援・子育て支援研修 - 食育・アレルギー研修 - 施設長研修 主任研修 副主任研修 保育士研修 全体研修 協会内研修 福島福祉施設協会 栄養士研修 新任研修 - 子育て支授センター担当者研修 - 一時預かり担当者研修 - 合同研修 福島隣保館保育所 福島保育所 新任職員OJT研修 瀬上保育園 園内研修 .中堅職員OJT研修 福島わかば保育園 -異動職員OJT研修 福島ふたば保育園 飯坂保育所

カスタマーハラスメントに対する行動指針

社会福祉法人 福島福祉施設協会

【目的】

社会福祉法人福島福祉施設協会(以下「本会」という。)は、「人とともに地域とともにいきいきと ~ふだんのくらしのしあわせ~」を基本理念に掲げ、職員一同が日々の業務に取り組んでおります。

本会の基本理念を実現するためには、本会とご利用者、そのご家族、関連事業所や取引業者(以下「関係者の皆様」という。)との協力 関係が必須であると考えております。本会と関係者の皆様がお互いに信頼しあい、本会職員(以下「職員」という。)が安心し気持ちよ く働くことができれば、結果として関係者の皆様の満足度向上や課題の解決につながるはずです。

この指針は、それらを実現するために関係者の皆様に、ご協力いただきたいこと、知っておいていただきたいことをお伝えすることを 目的といたします。

【カスタマーハラスメントについて】

関係者の皆様からの暴言や暴力・悪質なクレームなどの迷惑行為(以下「カスタマーハラスメント」という。)は、ハラスメント行為 となります。

労働契約法第5条において、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定されているとおり、職員の心身の健康に配慮し安心して働くことのできる環境を提供する義務があります。

【対象となる行為】

この指針におけるカスタマーハラスメントの対象となる行為は、労働施策総合推進法が定義するハラスメントの定義を基準とし、以下のような関係者の皆様の言動を想定しております。なお、記載されているものは例示であり、これらに限られるという趣旨ではございません。

≪関係者の皆様による職員に対しての暴力・暴言・ストーカー行為≫

- ・暴力・暴言・誹謗中傷 (インターネット、SNS 上でのものも含む)
- · 威泊 · 脅迫
- ・ストーカー行為(頻繁な電話やメール並びに SNS のメッセージ送信を含む)
- 人格を否定する発言
- ・侮辱する発言

≪関係者の皆様による職員に対しての過剰または不合理な要求≫

- ・合理的理由のない謝罪の要求
- ・解雇等の本会内処罰の要求
- ・社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求

≪関係者の皆様による職員に対しての合理的範囲を超える時間的・場所的拘束≫

- ・合理的理由のない長時間の拘束
- ・合理的理由のない事業所以外の場所への呼び出し

≪関係者の皆様による職員に対してのその他ハラスメント行為≫

- ・プライバシーの侵害行為
- ・セクシュアルハラスメント
- ・その他各種のハラスメント

【カスタマーハラスメントへの対応】

≪本会内での対応≫

- ・カスタマーハラスメントの発生に備え、職員がカスタマーハラスメントに関する知識及び対処法を習得するための施策を実施します。
- ・カスタマーハラスメントに関する相談窓口を設置します。
- ・カスタマーハラスメントの被害にあった職員のケアを最優先に努めます。
- ・カスタマーハラスメント発生時の対応体制を構築します。

≪本会外での対応≫

- ・カスタマーハラスメントに屈することなく、合理的で理性的な話し合いを求め、よりよい関係の構築に努めます。
- ・カスタマーハラスメントに関することについては、その内容を正確に把握するため、電話や会話の内容を録音させていただく場合が あり、その内容は当該カスタマーハラスメントの解決のために利用します。
- ・カスタマーハラスメントが行われた場合は、必要に応じて弁護士等適切な外部専門家を交えながら解決を図ることがございます。
- ・カスタマーハラスメントが行われた場合は、契約の解除や取引を中止することがあります。
- ・カスタマーハラスメントの性質が、反社会的勢力による不当または不法な圧力である場合は、断固たる対応を行うものとし、必要に 応じて警察等関係機関との連携を図り対応します。

【関係者の皆様に対するお願い】

職員の心身の安全を確保し、関係者の皆様と職員の対等で良好な関係を築くために、この指針を制定いたしました。

多くの関係者の皆様は、上記に該当するような事案はなく、施設をご利用いただいておりますが、今後もより良い関係の構築により、 質の高いサービスの提供に尽力していきたいと考えておりますので、引き続きご協力お願いいたします。

制定 令和5年10月1日